

# 消費者被害注意情報

201703号

平成29年6月9日  
島根県消費者センター 立花  
Tel:0852-22-5103  
Fax:0852-32-5918  
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

## 国の機関から「訴訟通知」のはがきが！ 「給料差し押さえ」って本当？

### 相談事例

突然、家族あてに、法務省の『民事訴訟管理センター』から「総合消費料金未納訴訟最終通知書」とのはがきが届いた。裁判訴訟取り下げ期限が今日の日付になっており、「至急連絡しなければ訴訟が開始され、給料が差し押さえになる」とし、消費者相談窓口の電話番号が書いてあった。

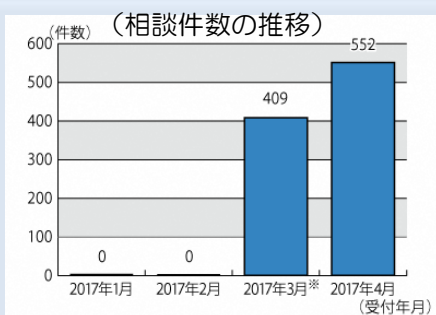


これは、裁判所や法務省など公的機関をかたり「至急連絡をとらないと裁判が確定し、給料や不動産などが差し押さえられる」と脅す**詐欺の手口**です。法務省の「民事訴訟管理センター」などという機関は存在しません。

### PIO-NET※による相談件数

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして全国の消費生活センター等に寄せられた相談が今年3月下旬から急増しています。(国民生活センター報道発表資料より)

※PIO-NET：国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。



島根県内での、平成28年度の相談はわずか3件でしたが、平成29年度**4～5月に8件、6月は既に10件と急増**しています。



- 彼らの目的はまず「個人情報収集」して、次に「でっちあげ話でお金を巻き上げる」ことです。「法的措置」「訴訟通知」「給与や不動産差し押さえ」などと言って慌てさせ、**あの手この手でお金を払わせようとします。**
- **身に覚えのない通知は無視し、連絡をとらないでください。**不安であれば、消費者センターや警察に相談してください。

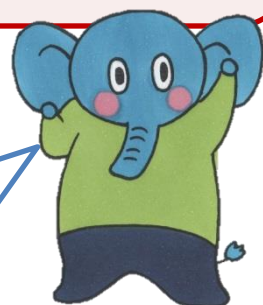
トラブル相談は**消費者ホットライン**

泣き寝入りは

い や や  
**1 8 8**

お近くの消費生活相談窓口につながります

**不審なはがきは無視が一番！  
不安なら消費生活相談窓口や  
警察に相談して欲しいゾウ！**



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん